

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2347号)

令和3年3月23日

横情審答申第2347号

令和3年3月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成30年12月13日教人児第1535号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「29年度教人児第312号いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査主体の決定について」他17件の保有個人情報の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「29年度教人児第312号いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査主体の決定について」他17件の保有個人情報を開示とした決定において、平成29年5月1日のカンファレンス記録に添付された対応記録のNo. 1 及びNo. 3 並びに平成29年5月22日及び6月12日のカンファレンス記録の審査請求人に係る保有個人情報の一部を請求の対象外としたことは妥当ではなく、当該部分についても本件本人開示請求の対象とした上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「c 中学校のいじめの重大事態調査に関する全ての資料」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年8月7日付で行った「29年度教人児第312号いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査主体の決定について」他17件の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）について、実施機関が本件本人開示請求の対象外と判断し白抜き処理（本人開示請求に係る保有個人情報以外の情報が記録されている場合に、非開示情報と区別できるように、当該情報を枠で囲い中を白く塗り対角線を一本引くことにより本人開示請求の対象外とする処理をいう。以下同じ。）をした部分の開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件本人開示請求に対し本件保有個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求は、審査請求人がいじめの被害を訴えた案件の調査を行った「c 中学校のいじめの重大事態調査に関する全ての資料」についての開示決定に対し、所管課である教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（平成29年度まで。平成30年度は教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課。以下「人権教育・児童生徒課」という。）が、c 中学校のいじめ重大事態調査に関する情報とは異なる等の理由から開示対象外としたことについて、審査請求を行ったものである。
- (2) 本件保有個人情報のうち、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に係る審議依頼文並びに教育委員会の附属機関であ

る横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）会議の会議録及び配布資料は、所管課である人権教育・児童生徒課が保有するいじめ重大事態調査に関する文書である。本件処分では、審査請求人の調査に関する資料を特定し、さらに、そのうち、同調査に関する部分を特定し、開示、非開示の決定（結果として全部開示）をした。その余の情報は、審査請求人の求める情報とは別の情報（公表の在り方の審議等）であったり、審査請求人以外のいじめ重大事態調査に関する情報であり、審査請求人の本人開示請求権は及ばないため、本件本人開示請求の対象にならないと判断し、開示対象外とした。

- (3) 本件保有個人情報のうち、人権教育・児童生徒課に設置された緊急対応チームが行った平成29年5月1日、5月22日及び6月12日のカンファレンス記録は、所管課である人権教育・児童生徒課が保有している。これらのうち、審査請求人についての調査に関する部分を特定して、開示決定をした。

平成29年5月1日の記録のうち、審査請求人とは関わりのない他の学校の事案に関する情報が記載された部分については、審査請求人の本人開示請求権は及ばないため、本件本人開示請求の対象にならないと判断し、開示対象外とした。

また、平成29年5月1日、5月22日及び6月12日の記録には、審査請求人の個人情報ではあるが、医療機関との連携確認などの支援等の記録が含まれており、その部分は、「c 中学校のいじめの重大事態調査に関する全ての資料」には該当しないと判断し、開示対象外とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 全部開示となった資料のうち、本人とは関係ないとして空欄になっているページが数か所あるが、果たして被害生徒と関係ないのか、また全開示資料として扱うのが正しいのか。またその開示。
- (2) 空欄となっている箇所は「c 中学校の調査及び被害生徒」に関係がないと市教委は主張するが、明らかに関係のありそうな部分にも空白が確認でき納得いかないため。また全部開示と言っていいのだろうか。一部開示として扱うべき。調査過程で本人が知りえてもいい情報が含まれていれば開示を求める。

5 審査会の判断

- (1) 法第28条第1項に基づくいじめ重大事態調査に係る事務について

横浜市では、法第28条第1項に基づき、同項で規定する重大事態（以下「いじめ重大事態」という。）が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「いじめ重大事態調査」という。）を行っている。

学校が調査主体となった場合には、各学校に設置されている学校いじめ防止対策委員会が、いじめ重大事態調査を行い、調査結果をいじめ重大事態調査報告書にまとめて、教育委員会に報告する。

学校から報告を受けた教育委員会は、学校の調査結果について専門委員会に諮問する。専門委員会からの意見具申等を踏まえ、学校は市長に調査結果を報告する。

人権教育・児童生徒課は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の会議録及び配布資料についても同課が作成し、保有している。また、いじめ重大事態調査とは別に、人権教育・児童生徒課は、緊急対応チームを組織し、学校だけでは解決困難な事案が発生したときに、学校訪問や専門家を活用した支援を行うことにより、事態の深刻化を防ぎ事案の早期解決を図っている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人がいじめの被害者となったc中学校のいじめに係るいじめ重大事態調査に関する資料である。実施機関は、c中学校のいじめ重大事態調査に関する18件の行政文書に含まれる保有個人情報を特定し、全部を開示したが、そこに含まれる9件の資料について、一部の情報は本件本人開示請求に係る保有個人情報ではないと判断し、当該部分を白抜き処理した。

白抜き処理が含まれる9件の資料は、緊急対応チームが作成した平成29年5月1日のカンファレンス記録に添付された対応記録（以下「本件対応記録」という。）、平成29年5月22日及び6月12日のカンファレンス記録（以下「本件カンファレンス記録」という。）、平成29年度第5回、第7回、第8回、第9回及び第10回専門委員会会議録及び配布資料（これらの資料を総称して、以下「本件専門委員会資料」という。）並びに実施機関が法第28条第1項に係る審議を専門委員会に依頼するために起案した起案文（以下「起案文」という。）である。

審査請求人は、白抜き処理された部分にも審査請求人に関する情報が記載されているのではないかとし、当該部分の開示を求めている。

(3) 白抜き処理の妥当性について

ア 当審査会で白抜き処理された情報を見分したところ、対応記録の白抜き処理部

分のうちNo. 1 及びNo. 3 の番号が付された部分には審査請求人に係る緊急対応チームによる支援に関する情報（以下「白抜き部分1」という。）が、同じくNo. 2 及びNo. 4 の番号が付された部分にはc 中学校以外の他の事案に係る緊急対応チームによる支援に関する情報（以下「白抜き部分2」という。）が記載されていた。また、本件カンファレンス記録の白抜き処理部分には審査請求人に係る緊急対応チームによる支援に関する情報（以下「白抜き部分3」という。）が、本件専門委員会資料及び起案文の白抜き処理部分にはc 中学校以外の他の事案に係る情報又はいじめ重大事態調査に係る公表の在り方の審議等の情報（以下「白抜き部分4」という。）が記載されていた。

イ 白抜き部分2 及び白抜き部分4 は、審査請求人に係る保有個人情報ではないので、実施機関が白抜き処理をしたことは是認できる。

ウ 一方、白抜き部分1 及び白抜き部分3 は、審査請求人に係る保有個人情報であるが、実施機関は本件本人開示請求の対象外の情報と判断し、白抜き処理をしている。

実施機関に確認したところ、実施機関は、いじめ重大事態調査に関する情報と緊急対応チームによる支援に関する情報をしゅん別し、後者は本件本人開示請求の対象外の情報であると判断したとのことであった。

一般的に、特定した文書の中に開示を求める個人情報と全く関係のない同一人の個人情報が記録されていることは多くはなく、同一の文書の中にある情報は何らかの関連性を有する情報であることが多いと考えられる。関連性を有する情報を実施機関の判断のみで請求の対象外とし白抜き処理すると、実施機関にとって不都合な情報を隠したのではないか等、本人開示請求者の無用の不信を招くことにつながるものである。また、本人開示請求者は、実施機関が自分のどのような個人情報をどのような形で保有しているのかを知り得ない立場にあるのであり、特定した文書の中に開示を求める情報を含む自己の個人情報が記載されているのであれば、それを含めて全体を見たいと考えるのが自然である。

横浜市の情報公開事務マニュアル（個人情報本人開示編）では、ひとつの行政文書中に、請求書に記載されている請求内容以外の部分があっても、本人開示請求権が及ぶ範囲のものであれば、本人の了解がない限り、その部分を含めて決定を行うこととされているが、このような事情を踏まえて運用上のルールを定めたものと考えられる。

加えて、非開示の場合には決定通知書に付記される理由も白抜き処理をした場合には示されないことを踏まえると、本人開示請求者の権利を不当に制約することがないように、白抜き処理をする際には慎重な判断が求められるものといえる。

これらのことを勘案すると、本人開示請求において、開示対象文書中の請求者に係る保有個人情報を白抜き処理することには十分に慎重でなければならないというべきであり、開示請求書の記載からは請求者の求める情報に明確に含まれるとまでは解されないとしても、関連のある情報を本人に確認することなく白抜き処理することは妥当でない。

そこで、改めて白抜き部分1及び白抜き部分3が記録された文書を見分したところ、審査請求人に係る緊急対応チームによる支援に関する情報の一部として審査請求人に係るいじめ重大事態調査に関する情報が記録されていた。したがって、白抜き処理をされた審査請求人に係る緊急対応チームによる支援に関する情報は、いじめ重大事態調査に関する情報と密接な関連性を有する情報であるといえる。

以上のことから、白抜き部分1及び白抜き部分3を本人に確認することなく白抜き処理したことは妥当でない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を開示とした決定において、本件対応記録のNo. 1及びNo. 3並びに本件カンファレンス記録の審査請求人に係る保有個人情報の一部を請求の対象外としたことは妥当ではなく、当該部分についても本件本人開示請求の対象とした上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年12月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年1月22日 (第323回第二部会) 平成31年1月24日 (第243回第三部会) 平成31年1月25日 (第351回第二部会)	・諮問の報告
令和2年2月25日 (第336回第一部会)	・審議
令和2年7月30日 (第339回第一部会)	・審議
令和2年8月25日 (第340回第一部会)	・審議
令和2年10月26日 (第342回第一部会)	・審議
令和2年11月30日 (第343回第一部会)	・審議
令和2年12月21日 (第344回第一部会)	・審議
令和3年1月25日 (第345回第一部会)	・審議